

＜全ての屋外広告物を設置・管理している皆様へ＞

屋外広告物（看板）の安全管理の徹底について

令和元年5月20日、寒河江市内で事業所の看板が倒壊する事故が発生しています。

人身事故には至りませんでした。が、ひとつ間違えれば重大な結果に繋がりがねない事故です。

山形県屋外広告物条例では、屋外広告物法の目的である「公衆に対する危害の防止」に則り、以下の広告物の設置を禁止しております。

- ① 著しく汚染し、たい色し、塗装等が剥離したもの
- ② 使用材料が著しく破損し老朽化したもの
- ③ 倒壊や落下のおそれのあるもの

同様な事故の発生防止のため、屋外広告物を設置、管理している皆様には、あらためて下記の事項に注意し安全管理の徹底をお願いします。

記

- 1, 屋外広告物を、設置、管理している方は、広告物の安全性について定期的な点検を行うこと。（平成30年10月から山形県屋外広告物条例により義務化）
- 2, 部材の腐食等による倒壊や落下のおそれがあるものは、速やかに撤去や修繕などを行うこと。

屋外広告物は、屋外広告物条例等に基づき適切に表示しましょう。

山形県 ・ 酒田市

問合せ先（酒田市都市デザイン課） 0234-26-5746

▲ 看板の落下・倒壊は人命を奪うことがあります。

○看板は時間の経過とともに劣化していきます。雨風によるボルトの腐食や、強い日差しによっても看板部材の劣化は進みます。

◎事故を防止するために、**定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！**

○点検には費用がかかりますが、定期的に点検を行い、早めに補修等を行うことにより、取替えや大規模修繕に伴う多額の支出を避けることができます。また、事故が発生した場合には管理責任や賠償責任を問われる可能性がありますので、点検は必ず実施しましょう。

◎人命に関わる事故があった場合は一生重荷を背負うこととなります。

看板の設置には責務が伴うことを意識しましょう！

□安全管理等については、国土交通省のHPにある

「オーナーのための看板の安全管理ガイドブック」を参考にしてください。

[CHECK POINT 一例]

CHECK POINT!!

ボルトの根元、看板本体とボルトの接合部分にサビが出ていないか確認しましょう。
看板本体からボルトへの汚ダレにも注意。発見したら専門業者に相談を！



ボルトの根元にサビが発生



ボルトの根腐れ（実際に倒れた看板）



ボルトの根腐れによる倒壊



看板本体からボルトへの汚ダレ

○国土交通省 景観まちづくり URL

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

▲ 看板の設置には屋外広告業登録が必要です。

○看板の設置を営む法人・個人は屋外広告業と呼ばれ、屋外広告物条例を制定している自治体に対し、屋外広告業の登録が必要となります。屋外広告業に登録していない者は、法律により看板を設置できないこととされています。

○山形県内（山形市除く）で看板を設置するには、山形県に業登録が必要です。（市町村には不要）

※山形市内で看板を設置するには、山形市に業登録が必要です。

◎**看板を設置する際には、業登録している業者をお願いしてください。**

○登録していない者が看板を設置した場合は50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

□屋外広告業については、山形県HPから「やまがたの屋外広告物」を参照してください。